

しんがたころなういるす おみくろんかぶ  
新型コロナウイルス(オミクロン株)の

びょうき ひと ふ とりくみ  
病気になる人が増えていることへの取組

きょうとふ えんぼうしとうじゅうてん そ ち とう  
(京都府まん延防止等重点措置等)

ねん がつ にち  
2022年1月25日

きょうとふ  
京都府

# I 病気を広げないための取組み (まん延防止等重点措置等)

## ■重点措置をお願いする区域・期間について

区域：京都府全部

期間：2022年1月27日午前0時から2022年2月20日午後12時まで

### (1) 府民の皆さま・会社やお店をされている皆さまへの病気を広げないために お願いすること

(国の法律(特措法第31条の6第2項、特措法第24条第9項)に合わせたお願い)

#### ① 基本的な病にならないための取組をしっかりとしてください

国の法律(特措法第24条第9項)にあわせたお願い

- ・マスクをする・手を洗う・消毒などをしっかりとしてください。
- ・人と人との距離を十分にってください。
- ・大きな声で話をしないでください。
- ・部屋や建物の中の空気を入れ換えてください。

#### ② 病気になる可能性を少なくしてください

(国の法律(特措法第24条第9項)にあわせたお願い)

- ・混んでいる場所や病気になる可能性が高い場所に行かないでください。
  - ・病気を広げないための取組をしていない飲食店<=飲んだり食べたりする店>には行かないでください。
  - ・症状がない人でも新型コロナウイルスの病気にかかってないか不安な人は検査を受けてください。
- (国の法律(特措法第31条の6第2項)に合わせたお願い)
- ・店を開けている時間を短くすることをお願いしています。それより遅い時間には店に行かないでください。

くに ほうりつ ねが  
(国の法律によらない お願い)

- ・ 急ぐ用事が ないときは できるだけ 他の 都道府県へ 行かないで ください。
- ・ 移動先でも 基本的な 病気に ならないための 取組を しっかりと してください。
- ・ 病気にかかることや 病気がひどくなることを 防ぐ 効果があると 言われている ワクチンを 接種したい人は できるだけ 接種をして ください。
- ・ 職場や 学校は ワクチンを 接種したい人の お願いを できるだけ 聞いて ください。

### ③ 社会の活動を 続けていくために お願いすること

- ・ テレワーク<インターネットを 使って 家などで 仕事を すること>や 会社が決めた日・時間・ 自転車で行くなどの 取組を してください。
- ・ 会社の中で 仕事をする 部屋だけではなく 休憩する部屋や 服を 着替える部屋などでも 病気が 広がらないように 気をつけて ください。
- ・ 新型コロナウイルスの 病気に なった人との 濃厚接触者は 家にいるなどの 取組をして ください。
- ・ 小学校・中学校・高等学校等は それぞれの 地域で 病気が 広がっている 状況を 考えて 臨時休校や 学級閉鎖等を行って ください。

## (2) 会社や お店を している人への 店を 開けている時間を 短くすることと 建物にはいることができる人数を 少なくすることの お願い

### ① 飲食店<=飲んだり食べたりする店>等の 建物へ 開けている時間を 短くする お願い

くに ほうりつ とくそほうだい じょう だい こう とくそほうだい じょうだい こう あ ねが  
(国の法律(特措法第31条の6第2項、特措法第24条第9項)に合わせたお願い)

ねが  
[お願いすること]

どんな 店の時間が 短くなるか?

れす とらん いざかや ふく か ふ え はいたつ みせ たてもの いえ も かえ  
レストラン(居酒屋を含む)・カフェなど(配達・店や建物など家に持って帰るときは

せいげん ゆうきようしせつ ちか ひと き さーびす みせ しょくひん  
制限がありません) 遊興施設(近くに人が来てサービスをする店)で、食品

えいせいほう きよか みせ  
衛生法の許可がある店

場所・店を開けている時間・お酒をだしてもよい時間

店を開けている時間（お酒をだしてもよい時間）	
京都府全部（第31条の6第1項）	
認証店（※1）	認証店以外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・店を開けている時間：午前5時から午後9時まで</li> <li>・お酒をだしてもよい（店や建物にきた人がお酒を持ち込むことを含む。以下同じ）時間：午前11時から午後8時30分まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店を開けている時間：午前5時から午後8時まで</li> <li>・お酒をだすことは やめてください</li> </ul>
店を開ける場合に お願いすること（第24条第9項）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気になることを 防ぐための 業種別ガイドライン&lt;=仕事の種類によって 決められている ルール&gt;を しっかり 守ること</li> <li>・同じグループの人で 一つのテーブルに 座るときは 4人より 少ない 人数に してください</li> </ul>	
<p>※2参加する人全員が 新型コロナウイルスの 検査を受けて 陰性が 確認できたときは 5人より 多い人数で 利用 できます</p>	

※1 京都府新型コロナウイルス感染防止対策 認証 制度<=新型コロナウイルスの病気を広げないために

京都府が お願いしていることを 守っている お店を 認める 制度>に 参加している店

※2 ワクチン・検査パッケージ制度（=まん延防止等重点措置で 飲食店に いくときや イベントをするときの 人数制限を お願いしたときで 会社や お店をする人が 利用者等の 新型コロナウイルスの病気に かかっているかの 検査を受けて 陰性を 確認したときは 人数を 少なくする お願い等を 緩める 制度）

② 飲食店<=飲んだり食べたりする店>以外への お願い

（国の法律（特措法第31条の6第2項、特措法第24条第9項）に合わせたお願い）

（国の法律（特措法第31条の6第1項））

・1,000㎡より 広い 大規模 集客 施設では 店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内してください。

（国の法律（特措法第24条第9項））

・病気になることを 防ぐための 業種別ガイドライン<=仕事の種類によって 決められて

いる ルール>を しっかり 守ること  
 京都府の 建物や 公園などで 誰でも 行くことのできる 1,000 m<sup>2</sup>より 広い 大規模な  
 ところに お願いすること  
 ・ お店を 利用する人に 基本的な 病気に ならないための 取組を しっかりしてもら  
 うことと 来た人が 一つの 場所に 集まらないように 案内すること。  
 ・ 病気になることを 防ぐための 業種別ガイドライン<=仕事の種類によって 決められて  
 いる ルール>を しっかり 守ること

(2) イベントなどをするときの 病気にならないための 取組

【お願いすること】

【感染防止安全計画を作って 京都府の確認を受けたとき】

参加できる人数： 20,000人まで

※イベントに 参加する人が 新型コロナウイルスの病気に かかって  
 いるかの 検査を 受けて 陰性を 確認したときは 収容定員まで  
 <=もともと入っても 良い人数に対して 入れる 人数の 割合>まで

収容定員<=もともと 入っても 良い人数に対して 入れる 人数の 割合>

参加者が 大きな声を出さない 場合：100%

【上以外の場合】

参加できる人数： 5,000人まで

収容定員<=もともと 入っても 良い人数に対して 入れる 人数の 割合>

参加者が 大きな声を出さない 場合：100%

参加者が 大きな声を出す 場合：50%